

高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街及び中心市街地の活性化を図るため、商店街又は中心市街地の空き店舗を活用して営業する者に対して高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 本市における次に掲げる団体の定款に定める区域をいう。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する商業地域又は近隣商業地域に指定された区域に限る。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された商店街に係る事業協同組合
- (2) 中心市街地 高知市中心市街地活性化基本計画（平成11年3月に策定された計画をいう。）に定める区域内の商業地域及び近隣商業地域をいう。
- (3) 空き店舗 従前事業の用に供されていた店舗で、1階にある路面店をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第6号に規定する者をいう。
- (5) 移住者 第6条第2項の規定による認定申請の日又は第4条第1項第2号に係る第10条の規定による交付申請の日から起算して過去3年以内に市外から本市に転入してきた者（当該者が法人の場合はその代表者）で、当該交付申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める者とする。

- (1) 新規創業 新たに中小企業者として事業を営もうとする者であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りではない。
 - ア 18歳以上の個人事業者又は法人であること。
 - イ 投資額の20パーセント以上の自己資金を有する者であること。
 - ウ 市町村税又は特別区税を滞納していないこと。
 - エ 許認可等が必要な事業を営む場合、該当する許認可等を取得していること。
 - オ 高知県信用保証協会の定める保証対象業種であること。
 - カ 高知商工会議所から、当該事業の内容、資金調達等についての指導を受けていること。
 - (2) 事業拡大 中小企業者として事業を営む者（前号アからカまでに掲げる要件の全てを満たす者に限る。）であって、新たに店舗を増やす等当該事業を拡大しようとするもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、第1項第2号に掲げる事業が補助の対象となるのは、当該事業を移住者が行う場合に限る。

- (1) 営業事業（補助対象者が商店街又は中心市街地の空き店舗において営業を行う事業であって、午前11時から午後6時までの間に3時間以上営業を行う日（正午から午後1時までの間に営業を行わない時間がある日を除く。）が1週間に5日以上あるものをいう。）
 - (2) 準備事業（補助対象者が前号の事業のための準備を行う事業をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める事業については、補助対象事業とすることができるものとする。

る。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税の額を除く。）に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）又は補助限度額のうちいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が必要と認める額とする。

(事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする事業の着手前に、当該事業について、事業の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、高知市空き店舗活用創業支援事業認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは高知市空き店舗活用創業支援事業認定通知書（様式第2号）により、これを認定しないときはその旨を書面により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業の認定の取下げ)

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、当該認定を受けた補助対象事業（以下「認定事業」という。）の認定申請を取り下げようとするときは、当該認定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市空き店舗活用創業支援事業認定申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る事業の認定はなかつたものとみなす。

(事業の認定の変更承認等)

第8条 認定事業者は、認定事業の内容を変更し、又は当該事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに所定の高知市空き店舗活用創業支援事業認定変更等承認申請書に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の高知市空き店舗活用創業支援事業認定変更等承認（否認）通知書により当該申請をした認定事業者に通知するものとする。

(事業の認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により事業の認定を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市空き店舗活用創業支援事業認定取消通知書により認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でない

認めるときは所定の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付却下通知書により、当該申請をした認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第12条 前条第1項の交付決定を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、所定の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

(交付決定の変更承認等)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに高知市空き店舗活用創業支援事業変更等承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更等の可否を決定し、所定の高知市空き店舗活用創業支援事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高知市空き店舗活用創業支援事業実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は補助事業の認定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第18条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(状況報告等)

第19条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ補助事業の進捗状況等に関し報告を求め、又は検査をすることができる。

(調査等)

第20条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について他の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

(補助率及び補助限度額に関する特例)

2 平成28年4月1日から令和10年3月31日までの間に着手した認定事業については、別表中心商店街地域の項市内事業者に係る補助率の欄中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、同項市内事業者に係る補助限度額の欄中「300,000円」とあるのは「600,000円」と、「150,000円」とあるのは「300,000円」と、同表中心商店街地域を除く商店街の項中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「300,000円」とあるのは「510,000円」と、「150,000円」とあるのは「255,000円」と、同表商店街地域を除く中心市街地の項中「180,000円」とあるのは「300,000円」と、「90,000円」とあるのは「150,000円」と読み替えるものとする。

(若年層に係る補助率及び補助限度額に関する特例)

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に交付決定を行う認定事業について、若年層（第6条第2項の規定による認定申請の日において、年齢が満34歳以下の者をいう。）に当たる者が行う事業にあつては、別表中心商店街地域の項市内事業者に係る補助率の欄中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、同項市外事業者に係る補助率の欄中「3分の1」とあるのは「3分の2」と、同項市内事業者に係る補助限度額の欄中「300,000円」とあるのは「600,000円」と、「150,000円」とあるのは「300,000円」と、同表中心商店街地域を除く商店街の項中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、「3分の1」とあるのは「3分の2」と、「300,000円」とあるのは「510,000円」と、「150,000円」とあるのは「255,000円」と、同表商店街地域を除く中心市街地の項中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「4分の1」とあるのは「2分の1」と、「180,000円」とあるのは「300,000円」と、「90,000円」とあるのは「150,000円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月18日から施行し、この要綱による改正後の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年11月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき認定を受け着手した事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき認定を受け着手した事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日にこの要綱による改正前の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づき事業の認定を受け着手した事業に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 改正前要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における附則第2項に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の高知市空き店舗活用創業支援事業費補助金交付要綱附則第2項の規定の適用については、「認定事業」を「認定事業（附則第3項が適用されるものを除く。）」とする。

別表（第5条関係）

地域	補助対象者	補助対象経費	補助率			補助限度額		
			市内事業者に係る補助率	市外事業者に係る補助率	移住者に係る補助率	市内事業者に係る補助限度額	市外事業者に係る補助限度額	移住者に係る補助限度額
中心商店街地域	第3条第1項第1号に掲げる者	6か月分の店舗賃借料（敷金及び礼金を除く。以下同じ。）	2分の1	3分の1		300,000円	300,000円	
	第3条第1項第2号に掲げる者	3か月分の店舗賃借料				150,000円	150,000円	
中心商店街地	第3条第1項第1号に掲げる者	6か月分の店舗賃借料	2分の1	3分の1		300,000円	252,000円	

域を除く商店街	掲げる者	借料					
	第3条第1項第2号に掲げる者	3か月分の店舗賃借料				150,000円	126,000円
商店街地域を除く中心市街地	第3条第1項第1号に掲げる者	6か月分の店舗賃借料	2分の1	4分の1		180,000円	150,000円
	第3条第1項第2号に掲げる者	3か月分の店舗賃借料				90,000円	75,000円
商店街又は中心市街地	第3条第1項第1号又は第2号に掲げる者（移住者に限る。）	店舗賃貸借に係る仲介手数料			10分の10		100,000円

備考

- この表において「中心商店街地域」とは、商店街振興組合法の規定に基づき設立された帯屋町一丁目商店街振興組合、帯屋町二丁目商店街振興組合、壺番街商店街振興組合、京町・新京橋商店街振興組合、おびさんロード商店街振興組合、大橋通り商店街振興組合及びはりまや橋商店街振興組合並びに中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された中の橋商店街協同組合の定款に定める地区をいう。
- この表において「市内事業者」とは、補助対象者のうち第10条の規定による交付申請の日において、本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市の区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- この表において「市外事業者」とは、補助対象者のうち市内事業者以外の者をいう。